

各
大 学 長
短期大学長 殿
高等専門学校長
専修学校長

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 遠藤 勝裕

台風 12 号による被害にかかる災害救助法適用地域の追加に伴う
緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

このたびの台風 12 号にかかる緊急採用・応急採用の取扱いについては、既に平成 23 年 9 月 5 日付け学支奨総第 317 号及び平成 23 年 9 月 6 日付け学支奨総第 323 号により通知したところですが、新たに下記の地域に災害救助法が適用されましたので通知します。

ついては、当該の災害で家計が急変したことにより奨学金の貸与を希望する者について、緊急採用及び応急採用で該当者全員の推薦を受け付けますので、学生・生徒に周知していただき、下記により遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1 災害救助法適用日及び適用地域

適用日	災害救助法適用地域	備考
9 月 3 日	【鳥取県】 ・東伯郡湯梨浜町（とうはくぐんゆりはまちょう） ・西伯郡南部町（さいはくぐんなんぶちょう）	学支奨総 第 317 号で 通知済
9 月 2 日	【三重県】 ・熊野市（くまのし） ・南牟婁郡御浜町（みなみむろぐんみはまちょう） ・南牟婁郡紀宝町（みなみむろぐんきほうちょう）	学支奨総 第 323 号で 通知済
	【奈良県】 ・五條市（ごじょうし） ・宇陀郡御杖村（うだぐんみつえむら） ・吉野郡吉野町（よしのぐんよしのちょう） ・吉野郡下市町（よしのぐんしもいちちょう） ・吉野郡黒滝村（よしのぐんくろたきむら） ・吉野郡天川村（よしのぐんてんかわむら） ・吉野郡野迫川村（よしのぐんのせがわむら） ・吉野郡十津川村（よしのぐんとつかわむら） ・吉野郡川上村（よしのぐんかわかみむら） ・吉野郡東吉野村（よしのぐんひがしよしのむら） 【和歌山県】 ・田辺市（たなべし） ・新宮市（しんぐうし） ・日高郡日高川町（ひだかぐんひだかがわちょう） ・東牟婁郡那智勝浦町（ひがしむろぐんなちかつうらちょう） ・東牟婁郡古座川町（ひがしむろぐんこざがわちょう）	
	【岡山県】 ・玉野市（たまのし）	今回追加地域

2 適用地域の準用

以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生・生徒
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生・生徒

3 その他

貸与始期、貸与終期及び推薦上の留意点等につきましては、先に通知しております学支奨総第 317 号を参照願います。

以上